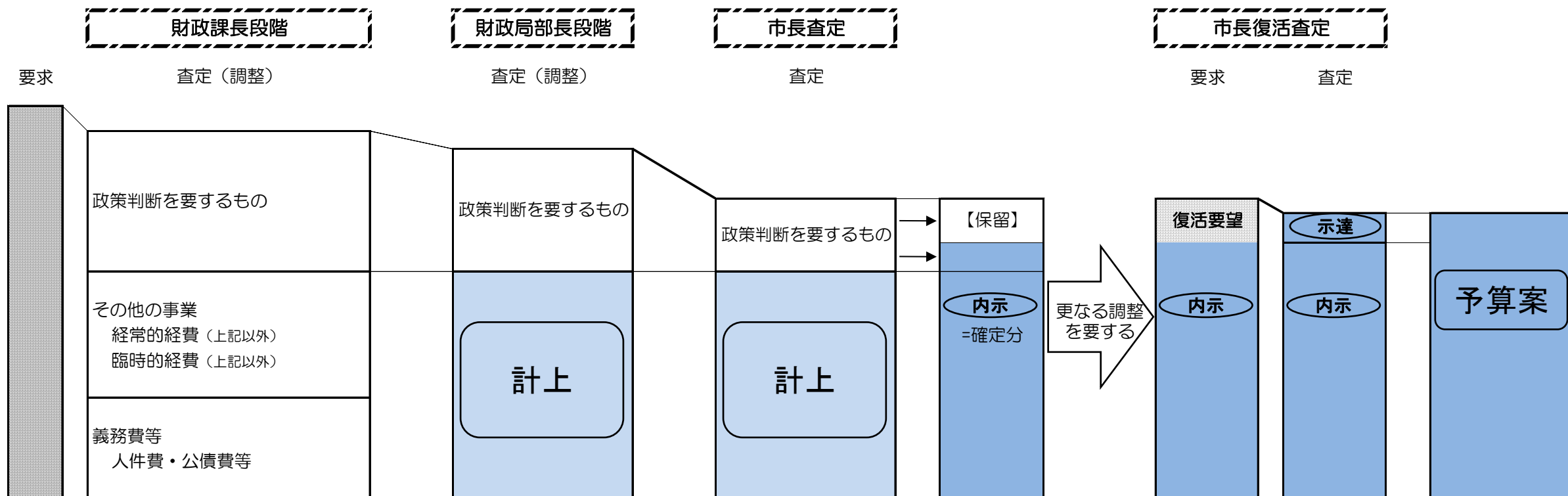


## 予算編成の流れ（イメージ）



- 1 予算編成は、市長が予算案を作成し、年度開始前に議会の議決を経ることとなっています。  
 しかしながら、市が行う事務事業全てを市長が精査することは困難であることから、市長の政策判断が必要な事業や市として重要な事業について、市長段階での査定を実施し、それ以外の事務事業については、効率性の観点から段階的な査定作業を行っています。
- 2 各所管局から提出された予算要求は、財政局内において段階的な審査（査定・調整）が行われ、その結果が市長に報告されます。  
 市長への報告の結果、了解の得られたものについては、各所管局長に対し内示が行われます。また、市長の判断で調整を要するとされた案件については、保留事項とされ、市長が各所管局から要望の内容を直接聴取することになります。
- 3 各所管局長が、保留事項や査定の再調整を要すると判断したときは、復活要望を市長に提出します。  
 復活要望されたものについて、市長の復活査定が行われ、その結果が各所管局に通知（示達）されます。
- 4 この予算編成の一連の流れにより、事業の厳選が行われ、市議会に提出される予算案が最終的に確定することになります。

### 用語解説

項目	説明
要求	事業を担当する局長が、財政局長に対して予算に計上すべき金額や内容を示すこと。
計上	要求された予算の必要性等が備わっていることを精査の上、認めること。
査定（調整）	要求された予算を計上するかどうかや計上する金額を判断すること
内示	査定（調整）の結果を要求部局に通知すること。
保留事項	判断を保留して、市長が査定のために要求部局の意見を聴くこと。
復活要望	保留事項や査定の再調整を要するものに対し、再度予算要求し、市長に判断を求めること。
示達	復活要望の結果について、各所管局に通知すること。